

掛川市公告

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により次のとおり公告する。

平成24年12月11日

掛川市長 松井三郎

1 名称

下俣公園

2 位置

掛川市下俣字権現134番14

3 区域

別紙図面のとおり

4 供用開始の期日

平成24年12月11日

5 その他

別紙図面を掛川市地域支援課に備え置いて縦覧する。